

山口市運動機能アップ教室（通所型サービスA-③）事業業務委託仕様書

1 目的

山口市介護予防・日常生活支援総合事業において、廃用性や運動機能の低下が見られる利用者に対して、専門的な運動器の機能向上プログラムを行うことにより、利用者の運動機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とする。

2 業務名

山口市運動機能アップ教室（通所型サービスA-③）事業

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4 対象者

山口市の介護保険被保険者のうち、次のいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 要支援1、2の認定者
- (2) 基本チェックリストにより、廃用性や運動機能の低下があり、専門的な運動器の機能向上プログラムを利用することで回復が見込める、または維持が図れる65歳以上の者

5 業務内容

受託事業者が行う本事業の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 実施期間及び1回あたりの実施時間

ア 実施期間

原則週1回とする。

イ 1回あたりの実施時間

1回あたりの実施時間は90分以上とする。

そのうち、1時間以上は運動器の機能向上プログラムを実施することとする。

(2) 利用調整

ア 受託事業者は、地域包括支援センター（以下、「地域包括」という。）担当職員よりサービス提供の依頼があった場合、サービス利用予定者の心身の状況、サービス提供上の留意点等に関する聞き取りを行い、利用定員の状況を踏まえ、サービス提供開始予定時期を調整する。

イ 利用者への開始日等についての案内は、利用者の担当地域包括が行う。

受託事業者は、利用者に対し、自らが行うサービス利用に関しての案内を行うもの

とする。

(3) サービス担当者会議の出席

利用者本人、地域包括担当職員、受託事業者担当職員、その他、家族、関係するサービス事業所等で行うサービス担当者会議に出席し、利用者の心身の状況や改善可能性、課題等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするための調整を行う。

(4) 初回のアセスメント

地域包括が作成した利用者基本情報、介護予防サービス支援・計画書等をもとに、利用者のアセスメントを行い、利用者の身体状況、運動機能の評価をしたうえで、利用者の運動機能の維持回復及び介護予防に資する支援内容を検討・立案する。

(5) 個別サービス計画の作成

受託事業者は、初回アセスメントの結果を踏まえて、利用者とともに通所型サービスA-③計画に定められた目標を達成するための具体的な目標を定めた個別サービス計画を作成する。

また、策定した個別サービス計画について利用者に提示し、立案した目標と利用者の希望とを踏まえて事業を実施するものとする。

(6) 送迎

送迎の実施は、受託事業者により選択することができる。

送迎を実施する受託事業者は、利用者話し合いのうえ、利用者の状態に応じた送迎を実施すること。

6 運動器の機能向上プログラム

運動器の機能向上プログラムは、以下の参考書等に記載されている運動プログラムの組み合わせや、通所型サービス事業所で実施する内容を参考にして実施するものとする。

※参考書等

①『介護予防ガイド 実践・エビデンス編』 令和3年3月31日発行

発行：国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

②『介護予防ガイド』 平成31年3月29日発行

発行：国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター

③『高齢者の「ありたい」をかなえる 介護予防支援のための運動の手引き』

平成30年3月発行 発行：山口県健康福祉部長寿社会課

④『高齢者の「ありたい」をかなえる 介護予防支援のための指導者マニュアル』

平成28年3月発行 発行：山口県健康福祉部長寿社会課

7 人員・設備・運営に関する基準等

(1) 受託事業者は、本事業を行うにあたり、次に掲げる資格を有する事業従事者を配置し、

人員総数を2人以上としなければならない。

ア 管理者（資格要件なし）：専従1人以上

イ 従事者（資格要件なし）：利用者15人に専従1人以上

利用者16人以上は利用者1人に専従0.2人以上

ウ 機能訓練指導ができる者：1人以上

機能訓練指導ができる者とは、介護保険法に定められている「機能訓練指導員」である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復士、又はあん摩マッサージ指圧師に加え、保健師、介護福祉士、介護予防運動指導員、健康運動指導士、保健体育教員免許者、運動施設等のスポーツインストラクターとして従事する者等とする。

(2) 受託事業者は、サービスを提供するための場所として、利用者1人に対して3平方メートルの広さを必要とし、利用者10人以上が利用できる区画を設けるほか、事業の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

8 実施報告

受託事業者は、サービスの提供を行った月の翌月10日までに、実績報告書を作成した上で、市高齢福祉課に提出し、審査を受けるものとする。

また、本事業の利用者を担当する地域包括に対し、サービスの実施状況について報告すること。

9 委託料・利用料

(1) 委託料及び利用料

ア 利用者1人あたりの基本単価 2,200円/回

イ 送迎加算 500円/回

ウ 利用料 300円/回（利用者の自己負担額）

(2) 委託料の請求

受託事業者から提出された実施報告書に対して、市高齢福祉課が審査を実施し、内容が適正であると承認した場合は、受託事業者は市長に対して、委託料を請求することができるものとする。

(3) 委託料の支払

市長は、前項の請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(4) 生活保護法における介護扶助の対象者の利用料

生活保護法における被保護者が、本事業のサービスを利用した際の利用料は、介護扶助の対象となるため、被保護者である利用者から徴収せず、サービス提供後、翌月10日までに実績報告書の写しを添えて、市長に請求するものとする。

1 0 安全管理体制の整備

- (1) 送迎を含めた事故発生を未然に防止するため安全管理マニュアルを整備すること。
- (2) 利用者個人のリスクを従事者が把握し、主治医と連絡が取れる体制を整備しておくこと。

1 1 事業者の責務

(1) 提供拒否の禁止

受託事業者は、正当な理由なく本事業のサービスの提供を拒んではならない。

(2) 従事者の清潔の保持、健康状態の管理

受託事業者は、従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(3) 秘密の保持

ア 受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

イ アセスメント結果等の個人情報に関する取扱いについて十分に配慮し、利用者への説明、同意を得るものとする。

(4) 事故発生時の対応

ア 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、利用者の家族、利用者に係るサービス計画を作成した第一号介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

イ 受託事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。また、損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講じなければならない。

(5) 廃止・休止の届出

受託事業者は事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1か月前までに、廃止（休止）届出書を市高齢福祉課に提出するものとする。

また、受託事業者は、事業の廃止又は休止の届出をしたときには、届出の日の前1月以内にサービス利用していた利用者が、引き続きサービスを利用できるよう、当該利用者に係る介護予防支援事業者又は地域包括、その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

1 2 書類の整備

受託事業者は、事業を遂行するにあたり、必要な書類を整備し、委託事業の終了後5年間保存するものとする。

1.3 その他

- (1) 事業は独立して実施するものとし、事業を実施する場合において、同一敷地、建物で実施されている他の事業と明確に区別し、本事業、他の事業相互に支障のないようにするものとする。
- (2) 事業実施事業所で感染症が発生した場合等は、事業を一時的に休止する場合がありますので、発生後速やかに市高齢福祉課に連絡するものとする。
- (3) この仕様書に示す以外のその他本事業の実施に係る詳細事項については、必要に応じて市高齢福祉課と別途協議の上、調整することができるものとする。